

事業番号	116
------	-----

平成26年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	生活保護等扶助事業						担当部	健康福祉部		
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系	担当課	福祉総務課			
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	保護係		
	総合計画 分野別計画	主目的	2 保健・福祉		10 地域福祉		2 地域福祉活動を普及・拡大するための仕組みを整えます				
		副目的									
	予算区分	款	3	項	4	目	1	大	3	中	1
	根拠法令・個別計画	生活保護法・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援等に関する法律の一部を改正する法律									
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	生活困窮者に対し、最低限度の生活を保障するために必要な保護を行うとともに、自立を助長する。									
	内容 (手段)	<p>◆25年度実施内容</p> <p>1. 生活保護・・・困窮の程度に応じて、生活扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、教育扶助、生業扶助、出産扶助、葬祭扶助の給付を行った。 また、生活保護受給者の就労による自立を促した。</p> <p>2. 中国残留邦人支援給付・・・6世帯に対して、支援給付を実施した。</p> <p>3. 住宅手当緊急特別措置・・・26世帯に対して、住宅手当を支給した。 ※対象者 離職者で就労能力及び就労意欲のある者のうち、居住地を喪失した又は喪失するおそれのある者</p> <p>◆25年度直接経費の内訳</p> <p>1. 生活保護 1,816,471千円(国3/4)</p> <p>2. 中国残留邦人支援給付 16,368千円(国3/4)</p> <p>3. 住宅手当緊急特別措置 6,211千円(国10/10)</p> <p>※生活保護費のうち、住所不定の者については、国3/4、県1/4</p> <p>◆26年度直接経費の内訳</p> <p>1. 生活保護 2,150,000千円</p> <p>2. 中国残留邦人支援給付 20,028千円</p> <p>3. 住宅支援給付 8,811千円</p>									
	受益者負担	無									

		単位	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	1,561,418	1,845,111	1,839,050	2,178,839	
		正職員	従事者数	人	7.00	9.00	11.00	13.00
			人件費	千円	36,820	47,340	57,860	68,380
		その他職員	従事者数	人	3.00	3.00	4.00	5.00
			人件費	千円	7,513	7,209	8,443	11,609
	費用合計	千円	1,605,751	1,899,660	1,905,353	2,258,828		
	対前年比	%		118.3	100.2	118.5		
財源	一般財源	千円	389,427	452,826	296,765	580,437		
	国・県支出金	千円	1,216,324	1,446,834	1,608,588	1,678,391		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H23	H24	H25	H26
	績	保護開始世帯	世帯	目標	—	220	220
実績				218	214	123	
業	保護廃止世帯	世帯	目標	—	110	120	120
			実績	110	120	134	
業	自立支援プログラム参加者数	人	目標	—	30	60	60
			実績	13	53	75	
業	成果指標名	単位		H23	H24	H25	H26
	就労により自立した世帯	世帯	目標	40	40	60	60
実績			28	62	50		
業			目標				
			実績				

事業の自己評価	平成25年度の事業の達成状況	年間平均831世帯に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長した。 平成26年3月末の生活保護受給者は824世帯1,249人となり、保護率は8.15%となった。 中国残留邦人については、6世帯に対して支援給付を実施した。		
	事業実施における課題	平成25年度は雇用情勢の好転のきざしがみられ、就労支援を行ったものの、稼働能力を有する「その他世帯」が平成25年度末で233世帯おり、就職に至らない受給者が多い。		
	事業を縮小・廃止したときの影響	法定受託事務のため代替もなく、市民の最低文化生活を保障することができない。		
	平成26年度の改善内容	26年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	家庭訪問による訪問率の改善を行い、その他世帯の現状把握及び援助指導を行い自立支援への強化を図る。	
	平成27年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)
	判定理由	法定受託事務のため代替もなく、市民の最低文化生活を保障することができない。		
	27年度以降の改善案	生活保護受給者等就労自立促進事業により、求職中である支援対象者に対して、ハローワークとともに、チーム支援を図る。 平成26年度についてもハローワークによる巡回相談を継続して行い、ハローワークに行くことが困難な者等について支援する。		

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。